

令和6年度 第6回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年9月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 令和6年度第6回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 15名 定員 19名  
欠席 4名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	大塚 寛	
	○	2	貝瀬 正美	
○		3	高橋 祐次	
○		4	小岩 孝徳	
○		5	蕪澤 芳子	
○		6	井口 恒一郎	
○		7	星 仁右エ門	
○		8	星野 幸夫	
	○	9	佐藤 洋一	
	○	10	浅井 典裕	
○		11	小幡 中治	
○		12	阿達 正	
	○	13	吉田 久	
○		14	穴沢 勝也	
○		15	櫻井 信夫	議事参与の制限
○		16	佐藤 陽二	
○		17	瀧澤 悟	
○		18	桑原 正文	
○		19	上村 喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		斎藤 勝浩	
○		森山 玲子	
○		櫻井 紀彦	

## 令和6年度 第6回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和6年9月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 9 時 30 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  <u>14 番 穴沢 勝也 委員</u>  <u>15 番 櫻井 信夫 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他
		閉会宣言 10 時 15 分

# 令和6年度 第6回魚沼市農業委員会総会議事録

令和6年度第6回魚沼市農業委員会総会は、令和6年9月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（斎藤事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち欠席の届け出のあった方、議席番号2番貝瀬正美委員、議席番号9番佐藤洋一委員、議席番号10番浅井典裕委員、議席番号13番吉田久委員の4名です。出席者数15名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただ今から令和6年度第6回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は9時30分)

上村会長

(挨拶)

## 会 務 報 告

議 長（上村会長）

日程第1報告事項会務報告、事務局長よりお願いいたします。

事務局（斎藤事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

第2部会も今回は特に報告事項はありません。

議 長（上村会長）

第3部会部会長は欠席ですね。第4部会部会長も欠席ということでございます。

広報部部会長（阿達正委員）

9月10日に農業委員会だよりを出させていただきました。作成にあたり関係各位に感謝しております。次回また農業委員会だより執筆担当に当たった方は快くよろしくお願いしたいなと思います。どうもありがとうございました。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項、会務並びに部会報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。

なお、10月に入りまして収穫も終わってくるというような状況ではございますけれども、10月19日にはJA魚沼農業祭というようなことで、例年通り農業委員会で広報をすることをご協力をお願いしたいと思います。10月以降、行事が重なってきますので、よろしくお願いいたします。

皆様方から何かご意見ありませんでしょうか。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号14番穴沢勝也委員及び議席番号15番櫻井信夫委員の両名を指名いたします。

## 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は6件、20筆、17,291.00㎡の届け出がありました。解約の理由は、貸借人への贈与、第三者に利用権設定、農地転用、圃場整備にあたり新たに中間管理権を設定するためとなっています。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事前配付ということで目を通していただけたかと思

います。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。  
「なし」の声あり。  
特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は22件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、整理番号5番・6番・7番・8番及び13番につきましては、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出があったものです。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転贈与1件、使用貸借権設定5件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	193 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		

譲受人 \*\*\*\*

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人は高齢であり、耕作できないため、この度譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。取得後の農地は、畑として耕作をしていくとのことです。譲受人は大型機械を所有しており、農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2番・3番・4番・5番・6番は、農業者年金受給に伴う使用貸借権再設定と経営移譲に伴う使用貸借権設定です。

以上、整理番号1番から6番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星野貞樹推進委員

議案第1号ですが、先般お二人方とも会って話を聞いてきました。事務局の説明のとおりです。現地は現在、除草もしてきれいな状態になっておりました。問題ないと思われまます。

議長（上村会長）

それでは、議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定に係る整理番号2番・3番・4番・5番・6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から6番まで、申請どおり許可いたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の11ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は5件であり、全て一般住宅建築に係るものであります。

なお、最後の整理番号5番については議事参与の制限がありますので、先に整理番号1番から4番を説明させていただきます。

整理番号1 申請地 \*\*\*\* 田 252 m<sup>2</sup>  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建て1棟及びカーポート  
転用目的 一般住宅建築敷地  
農地区分 第3種農地  
判断理由 水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ、申請地からおおむね500m以内に教育施設が2つ以上あるため  
権利種別 所有権移転 売買  
譲受人は現在、実家で同居をしておりますが、子どもが大きくなり手狭となったことから、実家の近くの申請地について、分筆をした後取得し、住宅及びカーポートを新築するため申請があったものです。

整理番号2 申請地 \*\*\*\* 田 250 m<sup>2</sup>  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建て1棟  
転用目的 一般住宅建築敷地  
農地区分 第2種農地  
判断理由 周辺の宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設又は公共施設などが連たんすることが見込まれる地区であるため  
権利種別 所有権移転 売買  
譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住していますが、子どもが大きくなり手狭になったことから、現在の住まいから近い申請地を取得し、住宅を新築するため申請があったものです。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* 田 252 m<sup>2</sup>  
譲受人 \*\*\*\*  
譲渡人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建て1棟及びカーポート



転用目的 一般住宅建築敷地  
農地区分 第2種農地  
判断理由 周辺の宅地化が進んでおり、住宅、事業用施設又は公共施設などが連たんすることが見込まれる地区であるため  
権利種別 所有権移転 売買

申請地は、先ほどご説明しました整理番号2番の西隣の農地です。譲受人が現在居住している住宅が老朽化したことから、今後の生活を考え、交通の便及び住環境の整った申請地を取得し、住宅及びカーポートを新築するため申請があったものです。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* 田 309 m<sup>2</sup>  
借受人 \*\*\*\*  
貸付人 \*\*\*\*  
申請概要 一般住宅2階建て1棟及びカーポート  
転用目的 一般住宅建築敷地  
農地区分 第3種農地  
判断理由 住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしているため  
権利種別 使用貸借権設定

借受人は現在市内の賃貸住宅に居住していますが、手狭となったため、実家に隣接する祖父所有の申請地を借り受け、住宅及びカーポートを新築するため申請があったものです。

整理番号1番から4番についての説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番につきましては、9月11日に代理人行政書士から連絡がありまして、申請概要の説明を受けました。同時に現地確認、翌9月12日に譲受人と連絡を取りまして説明を受けましたが、ただ今事務局の説明のとおりであり、私が補足する事項はありません。

井口恒一郎委員

9月13日に代理人行政書士より詳細の説明がございまして、9月18日に整理番号2番・3番の現地確認をいたしました。9月21日に整理番号2番の譲受人には電話にて確認をさせていただきました。整理番号3番の譲受人につきましては、9月18日に電話にて確認をさせていただきました。譲渡人につきましては、残念ながら連絡ができませんでした。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

小岩孝徳委員

整理番号4番ですが、譲渡人の農地について、現地確認の前に代理人行政書士

の方に連絡して話を聞いたところ、借受人は貸付人の孫にあたる方で、家を作るので農地を宅地にして貸すということでした。よって使用貸借権設定となっております。9月23日に志田推進委員と現地確認を行いました。現地に杭が打ってあり場所を確認することができました。よって本件は問題ないものと思われま

議長（上村会長）

それでは、議案第2号整理番号1番から4番まで、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号整理番号1番から4番まで、申請どおり許可いたします。

続いて、整理番号5番をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

続いて、整理番号5番についてであります。議事参与の制限により、櫻井信夫委員はご退席願います。

（櫻井信夫委員退席）

整理番号5	申請地	*****	田	237 m <sup>2</sup>
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟及びカーポート		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は県外から転入した後、市内の企業に就職し、現在賃貸住宅に住んでいますが、今後の家族の生活を考え、分筆等をした後の申請地を取得し、住宅及びカーポートを新築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

それでは、整理番号5番について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星仁右エ門委員

整理番号5番ですが、9月24日、戸田推進委員と譲渡人から来ていただきまして、現地確認を行いました。現況地目は田でしたけども、4、5年前から耕作していないということで草が生えておりました。詳細は事務局の説明どおりですので、別に問題はありません。

議長（上村会長）

整理番号5番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。整理番号5番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

それでは、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から5番まで、異議なしと認め、許可いたします。

（櫻井信夫委員着席）

## 農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について説明いたします。これは、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの確認を求めるものであり、いわゆる非農地証明となります。今月は2件、7筆、合計3,734㎡です。

整理番号1	申請地	*****	田	1,612㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	昭和56年頃から耕作放棄。周囲を山林に囲まれ、雑草雑木が繁茂。接道が無いため現地までの道も陰しく、農耕車両通行不能。耕作不適・耕作不便。		
整理番号2	申請地	*****	田ほか5筆	合計2,122㎡
	新地目	原野		
	申請人	*****		
	非農地の原因	40年以上前から耕作放棄。いずれの土地も傾斜地及び不整形地、林野隣接の状況であり、雑草雑木が繁茂。また、近隣集落から同地までの間に、熊		

の足跡と思われる痕跡も確認されている。以上のことから耕作不適・耕作不便。

以上、2件につきまして、現地確認の状況から変更に同意できるものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号農地法の適用を受けない事実確認の決定について、整理番号1番・2番について申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の15ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法等一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされる改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	7件
	筆数	27筆
	面積	32,024.00 m <sup>2</sup>

所有権移転	件数	1件
	筆数	2筆
	面積	1,358.00 m <sup>2</sup>

以上、利用権設定の詳細につきましては、事前配布のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、20ページをご覧ください。

整理番号5-1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
			合計 1,358 m <sup>2</sup>

所有権を移転する者       \*\*\*\*\*  
所有権の移転を受ける者   \*\*\*\*\*  
所有権移転 贈与

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

## 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の21ページをご覧ください。

議案第6号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。これは、市長が農用地利用集積等促進計画案を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。

利用権（設定） 件数 2件  
筆数 9筆  
面積 5,636.00㎡

基盤強化促進法等の改正により、令和5年4月1日から農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が廃止になり、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。2年間の経過措置があるため、集積、配分は地域計画策定まで、今までと同様に利用集積計画等を定めていますが、中間管理機構から借り手への転貸は農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。今回は、中間管理機構に集積された農地が様々な理由により、記載のとおり別の借り手へ転貸される事になり、促進計画案の作成には農業委員会への意見聴取が必要となるため、市長からの依頼がありました。

つきましては、農業委員会としての意見がある場合はお願いいたします。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第5号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての整理番号1番並びに2番について、特に問題なしとして報告してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、特に問題なしとして報告をいたします。

## その他

議長（上村会長）

・令和6年新潟県農業委員会大会の参加について

事務局（斎藤事務局長）

・魚沼市地域計画の策定に伴う地域担い手リスト等の確認について

事務局（森山係長）

・JA魚沼農業祭参加者の打ち合わせについて

・下限面積3,000㎡以下の方から相談があった旨の報告。

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。これにて終了させていただきます。大変ありがとうございました。

（時刻は10時15分）

上記会議の内容は、令和6年度第6回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

---

議席番号 14番

---

議席番号 15番

---